

平成 23 年 5 月 13 日

各 位

住 所 大阪府吹田市春日 3 丁目 20 番 8 号
会 社 名 シップヘルスケアホールディングス株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 古 川 國 久
役 職 氏 名
(コード番号：3360 東証第一部)
問い合わせ先 取締役経営企画室長 横山 裕司
電 話 番 号 0 6 - 6 3 6 9 - 0 1 3 0

定款の変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の変更を行うことを内定し、平成 23 年 6 月 28 日開催の第 19 期定時株主総会において付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。(変更定款第 2 条)
- (2) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、単元未満株主の買増し制度に関する規定を新設するものであります。(変更定款第 9 条)
- (3) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするための規定を新設するものであります。(変更定款第 10 条)
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (目的)	第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 (条文省略)	第 2 条 (現行どおり)
1. ～ 80. (条文省略)	1. ～ 80. (現行どおり)
(新設)	<u>81. リハビリテーション機器の製造及び輸入並びに販売及び輸出業務。</u>
	<u>82. 理学療法機器の製造及び輸入並びに販売及び輸出業務。</u>
	<u>83. 身体障害者用介護機器の製造及び輸入並びに販売及び輸出業務。</u>
	<u>84. 身体障害者用自立用具の製造及び輸入並びに販売及び輸出業務。</u>
	<u>85. 健康トレーニング施設の経営及び施設利用に関する研究指導。</u>
	<u>86. 旅行業法に基づく旅行業。</u>
	<u>87. 旅行業法に基づく旅行代理店業。</u>
	<u>88. 旅行業従事者養成事業。</u>

現 行 定 款		変 更 案	
		89. <u>旅行業に関する実務研修、ビジネスマナー、娯楽、スポーツに関する教育事業。</u>	
		90. <u>観劇、コンサート、映画、イベント等チケット類の受託販売。</u>	
		91. <u>外貨両替事業。</u>	
		92. <u>翻訳・通訳業。</u>	
		93. <u>メディカルツーリズム(医療観光旅行)に関する事業。</u>	
		94. <u>ヘルスツーリズム(健康回復・維持・増進のための観光旅行)に関する事業。</u>	
		95. <u>観光地の開発並びに旅行及び観光施設に関する事業。</u>	
81.	(条文省略)	96.	(現行どおり)
第3条 ～ 第5条	(条文省略) 第2章 株式	第3条 ～ 第5条	(現行どおり) 第2章 株式
第6条 第6条の2 ～ 第7条	(条文省略) (条文省略) (新設) (新設)	第6条 第7条 ～ 第8条	(現行どおり) (現行どおり) (単元未満株主の売渡請求) 第9条 <u>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、「買増し」という。)を当社に請求することができる。</u> (単元未満株主の権利制限) 第10条 <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる事項</u> <u>(2)取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>(3)募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4)前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</u>
第8条 ～ 第29条	(条文省略)	第11条 ～ 第32条	(現行どおり)

以上